

[評価結果の公表様式]

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名： 特定非営利活動法人あいち福祉アセスメント (認証番号: 25地福第2227-2号)
訪問調査 実施日： 平成27年 1月 9日 (金)

②事業者情報

名称:(法人名)蒲郡市 (施設名) 蒲郡市立形原北保育園	種別:(施設種別) 保育所 (基準の種類) 児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名:(施設長) 伊東 佐都美	定員(利用人数): 90名
所在地:〒443-0102 愛知県蒲郡市金平町三本木1	TEL 0533-57-4301

③総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>保育園は創立46年の歴史を有し、木造1階建ての園舎から一望できる全面芝生の広い園庭の周りには、みかんや緑葉樹、年輪を重ねた桜の大木や畑、花壇があり、四季の変化を感じ取りながら過ごせる環境にある。三ヶ根山や形原温泉の裾野の丘陵地に広がる昔の風情が残る町並みの中に保育園が位置している。7時30分から18時まで開園し、3歳児からの預け入れができ、一時保育も実施している。保育園の一角に子育て支援センターが併設され、地域の子育て最中の親子が訪れ保育園の子どもたちと一緒に遊ぶ微笑まじさが日常的にある。広いテラスのコーナーには、ボランティア職人の手作り椅子やテーブル、大型玩具などが設置されごっこ遊びなど子どもならではの遊びが楽しめ、自由な雰囲気の中で異年齢が集い遊びを展開している。また、テラスに様々な昔ながらの伝統的なゲーム遊びが描かれ、グループでじゃんけんをしながら遊びを満喫している。また、空き室を食事の部屋にして生活の場に変化をもたせたり、園庭開放や子育て支援センターに訪れる母親の交流の場やリサイクルの場などにも開放をしている。養護と保育の一体的な展開を目指し、施設長初め職員が保育の基礎固めを課題として検討を重ね保育に反映させ、運営や保育内容が充実してきている。また、保護者の思いや意見を尊重し保育に活かしたり協力体制を深めたりし、保護者や地域からの信頼や信望が深まるようになった。</p> <p>園児達は明るく清潔な保育室や園庭で、笑顔に満ち伸び伸びと遊び活気ある生活を送っている。元気で明るい子ども達の言葉づかいや礼儀も正しく、職員の行き届いた配慮が見られ、質の高い保育姿勢や保育内容が感じ取れる。施設長・副園長・保育士・用務員・調理員の連携や協調性も良好であり、組織体制が機能し安定した保育運営がされている。“子どもが笑顔、保護者が笑顔、保育士が笑顔で共に育ち合う保育園”を目指し、年齢に応じた生活体験や遊び、行事など子どもと共に話し合いを重ね、子どもの生活や遊びの経験を広げ充実するように配慮をしている。公民館に園児の作品を展示したり、遊びを通して高齢者介護施設との交流、お話しおばさんや保育用家具職人などの地域ボランティアなど、地域の人々に支えられ楽しい経験を重ねられるようにしている。また、伝統行事や四季折々の行事などの由来を大切にし、子どもたちと一緒に由来にちなんだものを飾ったり備えたり、作ったりして遊びに取り入れ、形原北保育園ならではの保育を展開している</p> <p>施設長・副園長が登降園時に挨拶を交わしながら保護者とコミュニケーションを図り、保護者の意見を前向きに受け止め保育に反映する努力をしている。また、保護者や地域の子育て最中の母親に、「園庭開放」の中で形原北保育園オリジナルな遊びの提供や保育の楽しさを説明したり、「子育てひろば」や「あかちゃんのえき」などで子育て相談や情報なども知らせたりして、子育て支援センターと連携して子育ての支援をしている。言動共に、保育の質の向上に対する施設長の資質や熱意、意欲を感じる。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### ◇改善を求められる点

・平成28年度までのスパンで保育、安全や防災、設備、保育士の人材育成、保護者や地域等の項目に沿い、形原北保育園の中・長期計画が策定されているが、収支の裏付けが十分ではない。計画の実現化に向けて、担当課等と連携を図り、重要性や優先性、安全や緊急性、継続性を考慮し、必要とされる収支の裏付けをしていくことを期待したい。

・「標準的な保育の実施方法」が文書化され、それに基づいた個々のサービスが実施されている。標準的実施方法は、保育を展開していく中で保育の個々の場面に照らし合わせ、子どもの発達に沿って行われる具体的な保育方法であるので、必要とされる基本事項を見直し、それに基づいて職員が共通の認識を持って実施されることを期待したい。

・施設長自ら研修に参加し最新情報を入手し、必要に応じて職員に提供している。保育所が社会的役割を果たしていくためには、基本的な関連法についてや保育所としての倫理を踏まえて事業を進める必要がある。施設長自らがそれらの法令や倫理を正しく理解し、組織全体をリードしていくために、組織として遵守しなければならない基本的な関連法についてリスト化を図り、職員に対して正しい理解に向けた取り組みをしていくことを期待したい。

#### ④第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回第三者評価を受審するにあたり、77項目の評価基準に基づいて職員で自己評価に取り組んできました。その結果、これまでの保育の内容や職員としてのあり方、利用者への支援、地域との連携、保育園運営等、改めて多くのことを見直す良い機会となりました。また、自己評価をすることにより新たに気づかされた課題も多くあり、この点については解決・改善に向けて職員間で何度も検討を重ねてきました。

まだまだ不十分ではありますが、これらの取り組みを通して職員一人一人の意欲が向上し、保育力や保育内容も向上したと感じています。

ご指導いただいた点については、改善に向け努力をしていきます。

今後、更に形原北保育園が利用者にとって魅力のある保育園となるために、自己評価を定期的に行い保育園運営や保育内容の見直しをし、福祉サービスの充実と向上に努めていきたいと思っております。

#### ⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

# 評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(77項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

## 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	Ⓐ ・ b ・ c

### 評価機関のコメント

#### 【理念や基本方針の策定】

・蒲郡市の保育の目標を背景に形原北保育園の理念を明文化し、子どもの保育や地域社会に対する保育所の使命、保育の特色などを反映させた形原北保育園の保育方針や重点目標を保育園管理計画や形原北保育園の概要、保育園のパンフレット、保護者会資料やホームページ等に明記している。  
・理念や基本方針の内容をより分かりやすく見やすくするために、内容を咀嚼して図式化(デザイン化)して掲示していくことを期待したい。

#### 【理念や基本方針の周知】

・理念や基本方針を明記した文書や要点をまとめた文書を全職員に配布し、年度当初や職員会議、ミーティング等の折に周知を図るようにしている。また、定期的に機会を設け、保育の現状と基本方針の照らし合わせを継続的に行い、周知状況を確認している。

・保護者には、理念や基本方針を明記した資料を新入園児保護者会説明会や父母の会総会の折に配布し、文書に基づいて説明をしている。来園者にも分かるように、掲示板や玄関、職員室、保育室、遊戯室等に掲示している。また、保護者が参加する保育参観や行事の折りに、実際の保育と理念や基本方針を重ね合わせながら話し、周知を図る努力をしている。

・保育園の見学に訪れた保護者にパンフレットを配布し、保育の特色や保育サービスについて説明をし、理解が得られるように努力をしている。保育園の特色や様子がよく分かるホームページを作成したり、市役所や子育て支援センター、地域の公民館にパンフレットを置き周知を図るようにしている。

### I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	保 8	Ⓐ ・ b ・ c

## 評価機関のコメント

## 【中・長期計画の策定、それに基づく事業計画の策定】

・平成28年度までのスパンで工事、人材育成、食育等の保育事業に関する項目、地域の子育て支援事業また、他世代間交流の項目に沿い、形原北保育園の中・長期計画が策定されているが、収支の裏付けが十分ではない。  
 ・これらの計画を実現するためには収支の裏付けも不可欠と言える。計画の実現化に向けて、担当課等と連携を図り、重要性や優先性、安全や緊急性、継続性などを考慮し、必要とされる収支の裏付けをしていくことを期待したい。

・中・長期計画の内容を踏まえ、保育の現状、安全対策、人材育成研修、安全対策、施設改修などを加味した事業に関する単年度事業計画が策定されているが、数値目標や実施状況の評価や分析等についての配慮が十分であるとは言い難い。

・事業計画は、実行可能かどうか、具体的な活動や数値目標等によって実施状況の評価や分析が行えるかどうかについての配慮がされることを期待したい。

## 【組織的な策定】

・保育課程を始め保育に関する単年度事業計画は、職員参画の下に会議等で検討し、合議のうえで計画を策定し、あらかじめ定められた手順や時期に基づいて実施状況の把握や評価を行い、次年度に反映させるようにしている。また、保護者からのアンケートや父母の会の意見、意見箱による保護者の意見も取り入れながら策定し、見直しを図るようにしている。

## 【事業計画の周知】

・各事業計画は全職員に書面で配布し、年度当初や会議、保育の検討会等の折りに周知を図るようにしている。また、職員全体で進捗状況の確認や見直しをしながら継続的に取り組むように努めている。

・保護者には、分かりやすい文面にして事業計画書を配布し周知をしている。子育て支援センターに掲示をし、配布もしている。赤ちゃんのえきや園庭開放、子育て広場で保育園に訪れた保護者に配布をして地域への周知を図るようにしている。また、ホームページや園だより、掲示板、口頭等で継続的な周知をしている。

## I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	③ ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	保 11	a ・ ③ ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	③ ・ b ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	保 13	③ ・ b ・ c

## 評価機関のコメント

## 【管理者の責任とリーダーシップ】

(管理者の責任の明確化)

・質の高い保育の実施や効率的な運営を目指し、施設長自らの役割と責任について文書化し、年度当初や職員会議などで文書に基づいて表明をしている。また、「保育園職員のあり方」や、職務について「保育園管理計画」に基づいて会議等で体系的に表明し、職員の意識を確認するようにしている。職員と個人面談を行い、保育園の課題や施設長としての責任や役割を提示したり確認をするようにしている。

・遵守すべき法令等を正しく理解するための取組については、施設長自ら研修に参加し最新情報を入手し、必要に応じて職員に提供している。

・保育所が社会的役割を果たしていくためには、基本的な関連法についてや保育所としての倫理を踏まえて事業を進める必要がある。施設長自らがそれらの法令や倫理を正しく理解し、組織全体をリードしていくために、組織として遵守しなければならない基本的な関連法についてリスト化を図り、職員にたいして正しい理解に向けた取り組みをしていくことを期待したい。

(管理者のリーダーシップの発揮)  
 ・基本方針に照らし合わせた保育サービスの質に対する保育園の課題や保育士の自己課題を把握し、改善に向けた取り組みを施設長自ら積極的に取り組んでいる。また、会議や保育を通して職員と定期的、継続的に評価や分析を行っている。  
 ・「元気でたくましい子、よいことや悪いことがわかり安全に行動できる子、挨拶ができる子、人の話が聞ける子、物を大切にできる子、好奇心や探究心を満たし考えたり試したりする子、自分の考えを言葉や身体で表現できる子、初めてのことや苦手なことにも挑戦できる子、ものごとを最後までやり通す子、友だちを大切に協力できる子」を子ども像として掲げ、施設長自ら保育士の資質や保育力を高めるためにモデリングをしながら指導力を発揮している。

(経営や業務の効率化と改善に向けた取組)  
 ・経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の情報を共有し、改善に向け努力を重ねている。また、基本方針や保育の実現に向けた人員配置、就業時間内での保育事務処理や教材準備等働きやすい環境整備に職員の意見も取り入れながら積極的に取り組んでいる。  
 ・園舎の特性を活かし広いテラスを遊び環境として活用したり空き室の有効活用、保育備品や家具等を地域ボランティアと協働して作製し環境の整備を積極的に行っている。

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	① ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	保 15	① ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16	① ・ b ・ c

#### 評価機関のコメント

【事業経営をとりまく環境の把握、経営状況の分析と改善課題の取組み】  
 ・研修や市ホームページ、市役所等行政からの情報を得て社会福祉事業全体の動向を収集し、福祉サービス全体に対するニーズを把握するように努めている。また、地域の各種団体の会議に参加し、保育園を取り巻く地域の保育に対する需要動向や潜在的利用者に関する情報、子どもの数や世帯構成の変化などを把握してデータ化を図り、中・長期計画に反映させ子育て支援を柔軟に計画している。  
 ・子育て支援センターや小学校と連携し、保育園を取り巻く地域の保育に対する需要動向等を把握し、保育計画に反映させている。

・経営上の分析等を行う担当として施設長、副園長が位置付けられており、経営上の課題を解決していくために会議の場で職員の意見を聞くようにしたり、必要に応じて経営状況や改善に向けた取り組み等を職員に周知している。  
 ・安全や防災、設備、保育士の人材育成、保護者や地域などについての改善課題を中・長期計画や各年度の事業計画に反映させ、継続的な取り組みをしている。

【外部監査の実施】  
 ・監査委員による監査を受けており改善課題は速やかに改善をしている。また、今年度、第三者評価を受審した。

### Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	① ・ b ・ c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	① ・ b ・ c

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	① ・ b ・ c
II-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	① ・ b ・ c
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	① ・ b ・ c
II-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	保 22	① ・ b ・ c
II-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	a ・ ① ・ c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	① ・ b ・ c

### 評価機関のコメント

<p><b>【人事管理の体制が整備】</b>  ・行政の方針に基づき必要な人材や人員体制が整い、保育園の具体的なプランに基づいた人事管理が実施されている。また、職員に個人面談を実施し、人事体制や配置等について意見を聴取したり、保育園の方針などの周知を図るようにしている。</p> <p>・行政の考課基準に基づいた人事考課を導入し、職員に明示し実施している。また、結果のフィードバックを行い、任用や人事異動、給与等処遇に反映させ、公正な人事管理システムを実施している。</p>	
<p><b>【就業状況への配慮】</b>  ・行政管理の下に、有給休暇、育児・介護休暇、時間外、疾病状況等職員の就業状況を把握し、データ化をしている。職員の希望休暇を確保している。就業状況等について副園長を窓口にして施設長と連携し、個別に職員との面談や相談にも応じるようにしている。また、良好な職場環境を目指し、サポートを必要とする職員に対してメンタルヘルス相談を受けられる仕組みが整えられている。</p> <p>・行政の福利厚生や健康診断、人間ドック等の健康維持の推進、研修やリフレッシュ事業等積極的に利用している。臨時職員においても、健康診断の機会が確保されている。産業医などによるメンタルヘルスの窓口もあり参加できる体制になっている。</p>	
<p><b>【職員の質の向上に向けた体制の確立】</b>  ・職員の研修体制については、行政の研修計画を基に職員の研修目的に合った研修に参加できるようにしている。技術水準や専門性の向上に向けた自主的な研修についても情報を収集し、積極的な参加を推進している。また、継続的に保育士の資質や保育力を高めるために、保育園の研修計画を策定し実行している。</p> <p>・園内においては、保育の目的に応じた公開保育を実施している。また、知識、技術、技能等の水準、資質、力量の向上にむけた個別指導の実施や保育士の経験年数や保育の資質向上に関わる研修への参加を推進している。</p> <p>・研修報告書を作成し職員会議等で報告をし、当該職員も含め研修報告を受けた職員が研修成果を保育内容に反映させているが、研修成果に対する評価・分析が明確に示されていない。</p> <p>・個々の研修成果に対する指標や施設長、副園長による客観的な評価や分析等を明示し、体系的、計画的に評価・分析した結果を次の計画に反映して行くことを期待したい。</p>	
<p><b>【実習生の受入れ】</b>  ・実習生受け入れについては、適正に運用されている。</p>	

### II-3 安全管理

		第三者評価結果	
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。			
II-3-(1)-①	緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	① ・ b ・ c
II-3-(1)-②	災害時に対する利用者の安全確保のための取り組みを行っている。	保 26	① ・ b ・ c

II-3-(1)-③	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 27	① ・ b ・ c
II-3-(1)-④	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	保 28	① ・ b ・ c

### 評価機関のコメント

<p><b>【事故、感染症の発生時などにおける利用者の安全確保のための体制整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政の保育安全マニュアルや保育園マニュアルを基に保育の緊急時に関するマニュアルがリスト化され各職員が保有し、マニュアルを基に会議等で周知徹底や見直しを図り、定期的に訓練を実施している。また、保護者にも周知理解を広げるようにしている。</li> <li>・子どもの安全確保に関する担当者や担当部署を設置し、定期的な会議で安全確保に関する検討を行い実施する体制を整えている。</li> <li>・感染症に関してのマニュアルを基に周知を図っている。保護者には、発病時における状況や対策、感染予防に関する対策などの文書を配布したり、掲示板に掲示したり、登降園時の折、口頭で保護者に周知している。</li> <li>・不審者対応マニュアルに基づいて周知を図り、不審者侵入の想定や地域情報を基にしたシミュレーションを行い園児の安全確保を心がけている。</li> </ul> <p><b>【災害時に対する利用者の安全確保のための取組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に対応できるマニュアルを整備し、災害発生時の対応体制が明確に示されている。それに基づいた訓練も実施され見直しも行われている。園児には、子どもでも理解できるような避難経路図を掲示し、安全に避難できるような取組みをしている。</li> <li>・保護者に災害時の対応について話し合う機会をもちたり、マニュアルや書面などを配布して周知を図っている。また、災害時引き渡し訓練を実施している。</li> </ul> <p><b>【利用者の安全確保のためのリスクの把握と対策の実行】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを取り巻く環境の安全に関する事例や種々の点検を通して、会議等で発生要因を分析し防止策を検討している。また、保育環境の安全チェックやヒヤリハットの報告や要因分析を行い事故防止に努めている。</li> <li>・施設遊具等の安全に関する各種のチェックリストがあり、子どもを取り巻く環境の事故防止について会議で共通理解をし、実施している。安全チェックリストに基づき、職員と共に危険個所の早期発見や修復に努め、危険回避をしている。園児には、視聴覚教材や散歩、各訓練や指導等を通して安全教育を定期的に行っている。また、遊具や備品の安全性の確保に向け、定期的に専門機関に点検を依頼し、そのリスクに対しては、早急に対応し安全確保に心がけている。</li> </ul> <p><b>【調理場、水周りなどの衛生管理や食中毒等の発生時の対応と体制の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生管理マニュアルを、担当職員に配布し周知を図っている。定期的な衛生管理に関する会議や研修に担当者を参加させ、職員会議等で報告をしている。また、マニュアルに沿って、常に清潔状態を保ち適切に実施され、日々の業務点検チェックも行っている。</li> </ul>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	保 29	① ・ b ・ c
II-4-(1)-②	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 30	① ・ b ・ c
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 31	① ・ b ・ c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	保 32	① ・ b ・ c
II-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	保 33	① ・ b ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。			

II-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	保 34	㊸ ・ b ・ c
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 35	㊸ ・ b ・ c

## 評価機関のコメント

### 【地域との関係の適切な確保】

・子どもの保育と地域に関わり方について、子どもの社会体験や地域の中での子育て支援の基本的考えを保育課程に文書化しており、実践活動を通して地域の理解や協力を得るために積極的な働きかけをしている。近隣の神社や公園に出かけたり、遊びを通して高齢者介護施設との交流、町民大会などの地域行事の参加、消防署や自動車学校との交流など社会体験の場を広めている。また、地域ボランティアの情報を収集し、絵本の読み聞かせ、素話や遊びなど保育活動や行事等で協働する体制を整えている。

・地域活動の一環として、公民館祭りへ園児の作品展示や、遊びを通して近隣の保育園との交流、小学校の運動会の見学、一年生との交流などをしたり、地域での会議に参加し情報交換や保育園の情報を伝えたりして地域との関わりを図っている。また、遊びの場の提供(園庭開放、子育て広場)や育児相談にも応じている。

・保育体験やボランティアとして近隣の中学生や高校生、大学生を受け入れ、交流の場を設けている。受け入れの際には、担当者が位置付けられ、意義や方針を職員間で理解している。

・保育所が有する機能の地域への還元については、保育園見学、一時保育の実施、授乳やおむつ替えなどの「あかちゃんのえき」で気軽に保育園を利用してもらったり、未就園の親子の遊びの集い「園庭開放」での遊びの体験や、「子育て広場」で遊びの提供や育児相談、子育て支援情報の提供等の支援を行っている。地域の公民館などで開催される「出張サロン」事業に助言者として参加している。また、ホームページや掲示板で行事や子育てに関する遊び等を広めるようにしている。

・ボランティア受入については、ボランティア受入担当者が設置され、マニュアルも整備されて受入体制を整え対応している。地域社会と保育所をつなぐ一環として、絵本の読み聞かせ、素話や遊びなど保育活動に多くのボランティアを受け入れ保育活動に位置付けている。

### 【関係機関との連携の確保】

・蒲郡市子育て支援ガイドブックを基に、保育園を中心としたネットワーク体制ができており、地域との関連図を作成し、会議等で説明し共有を図るようにしている。また、子どもの保育の様々な場面に即座に対応できるよう、目に付きやすい場所に掲示をしている。

・医療機関、児童相談所や保健センター、就学に関する指導や相談などの教育サポート、発達障がいに関する訪問療育やふれあいの場などの療育サポート支援、小学校、中学校、児童委員等との連携を図っている。小学校への行事等の啓蒙や小学校教員と職員との話し合いの場も設けている。また、入所している子どもの就学に際し、「保育所児童保育要録」に基づき個々の資料を作成して、小学校に持参し、必要に応じて情報交換を行うようにしている。

### 【地域の福祉向上のための取組】

・園庭開放、育児相談、保育園見学、保健センターや子育て支援センター等を通して福祉、子育てニーズの情報を把握するようにしている。また、児童委員の訪問、公民館活動など地域で定期的に開催される会議に出席すると共に地域の行事に参加し、協力関係を保つ中で具体的なニーズの把握に努めている。

・園庭開放や「子育て広場」、「あかちゃんのえき」の中で、地域の未就園児や保護者への遊びの提供や相談等の支援を行ったり、地域公民館などで開催される事業に育児支援の助言者として参加している。また、地域の未就園児や保護者に向けて一時保育を行っている。



## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	保 36	① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 37	① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている。			
Ⅲ-1-(2)-①	利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 38	① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 39	a ・ ① ・ c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 40	① ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 41	① ・ b ・ c

#### 評価機関のコメント

##### 【利用者を尊重する姿勢の明示】

・一人ひとりの子どもを尊重した保育の方針が明示された文書を職員に配布し、口頭での説明等によって共通理解を図っている。また、各指導計画にも基本的姿勢が反映され、定期的な評価や見直しを行っている。保護者には、保育参観や行事などの折に具体的な場面や実態に合わせ話をするようにしている。

・「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」に関する利用者のプライバシー保護については、マニュアルを基に、会議等で説明をしたり、読み合わせをし、保育姿勢や意識的な事項等を保育場面に照らし合わせ周知を図っている。

・プライバシーポリシーについてホームページに記載し、職員会議において周知、徹底している。

##### 【利用者満足の上昇についての努力】

・保育参観、運動会や生活発表会等行事参加の機会を定期的に設け、直接意向や要望を聴くようにしたり、アンケートを実施して結果を文書で保護者へ報告をしている。また、個人懇談会や意見箱の常設、登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションや父母の会での保護者の意見などを通して意向を把握するようにしている。子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じている。

・得られた意向や要望等は、定期的な会議で分析や検討をし、結果や改善等を文書や口頭で保護者に伝えるように努力をしている。

・子どもからは、保育の場面で意見を聞いたり反応を観たりして、子どもの思いや意見が反映できるように計画を見直し、実践に繋げるようにしている。

##### 【利用者が意見等を述べやすい体制の確保】

・相談窓口を設置し、日常的に接する担任以外にも、相談や意見を述べることができることを入園時に口頭で保護者に説明をしている。

・保護者の相談や意見などに関する保育所の姿勢を明示し、保護者が複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを園だよりや入園のしおり等に明記することを願いたい。

・登降園時には保護者と挨拶を交わし、園児の受け入れをしながらコミュニケーションを図っている。また、相談者のプライバシーを配慮し個室で相談を受けるようにして環境を整えている。相談記録も取っている。

・苦情解決の仕組みが確立され、入園時に保護者に口頭や書面で説明をし、分かりやすい文書で掲示もしている。苦情受付書に記録をし、対応策等を保護者等にフィードバックしている。

・苦情に限定されない保護者からの意見や提案への対応マニュアルを整備し、意見・要望等の受付票に明記している。寄せられた意見や提案は適宜、職員間で話し合い、迅速に対応するように努め、必要に応じて保護者へ経過や結果をフィードバックしていくようにしている。

### Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。			
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 42	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(1)-②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 43	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 44	a ・ ① ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 45	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 46	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 47	① ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 48	① ・ b ・ c

#### 評価機関のコメント

<p><b>【サービスの質の向上に向けた組織的な取組】</b>            ・保育の資質向上や保育サービスについて定期的に自己評価を行っている。また、年度当初に保育に対する経営方針や目標を立て、保育士個人面談で課題の整理や改善に向けて検討する機会を設け、園の保育に反映させている。</p> <p><b>【提供するサービスの標準的な実施方法の確立】</b>            ・「標準的な保育の実施方法」が文書化され、それに基づいた個々のサービスが実施されている。子どもの年齢や発達と保育内容、指導計画との関連性や妥当性について職員の共通理解を図り、共通の対応で実践するようにしている。また、職員会議等によって職員に周知され、保育計画との突き合わせや実施状況の確認は、定期的に行われる保育等の検討会で行われている。            ・標準的实施方法は、保育を展開していく中で保育の個々の場面に照らし合わせ、子どもの発達に沿って行われる具体的な保育方法であるので、必要とされる基本事項を見直し、それに基づいて職員が共通の認識を持って実施されることを期待したい。</p> <p><b>【サービス実施の記録の適切化】</b>            ・子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、生活状況、安全衛生、食育、危機管理等についての各記録が適切に記載されており、全ての職員に情報の共有化を図り周知している。各保育課程の記録内容のばらつきが生じないように、市の手引書を基に施設長や副園長が記録方法を研修した上でマニュアルに基づいて記載し、施設長や副園長が点検や指導を行い、明確な記載が保てるようにしている。また、子どもに関する記録の管理について、個人情報保護規定や情報開示規定、文書管理規定に基づいて適切な管理が行われ、職員に対し教育や研修を行い、守秘義務の遵守についても周知徹底を図っている。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果	
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。			
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 49	① ・ b ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 50	① ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。			
Ⅲ-3-(2)-①	保育サービスの変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 51	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

【サービス提供の開始・継続の適切な実施】

・利用希望者に対してサービスの選択をするための資料として、ホームページや、入園時の書面、園だより等でサービス提供に関わる情報提供を行っている。また、保育園の園紹介パンフレットを市役所や子育て支援センター、地域の公民館に置き情報を広域に提供している。保育園の見学希望者は、随時受け入れ、電話等の対応もしている。

・行政により、入園決定に関する書面や保育サービス、料金等明示した資料を保護者に送付し、関連書面のデータ化を行っている。入園説明会や入園式等で書面を配布し説明したうえで同意を得ている。スポーツ振興センターの加入や個人情報について説明し、同意書を得ている。

・退園・転園、保育サービスの変更等に関する文書の取り交わしは行政で行われている。また、転園児については個人情報を考慮し必要に応じて保育に関する情報の提供をし、サービスの継続性に配慮している。保育や保育サービス終了後も保護者などが相談を希望した場合に備え、口頭や文書で説明をしている。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

			第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 52	① ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	保 53	① ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 54	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

【利用者に対するサービス実施計画の策定】

・子どもや保護者の身体状況や生活状況を把握し、個別に記録をし、定期的に見直しをし、指導計画に反映させ保育実践に繋げるようにしている。

・サービス実施計画の策定は、保育指針を基に、子どもとその背景にある家庭や地域の実態把握を考慮し、子どもの発達状況を見通し、生活や遊びの連続性や環境、季節の変化などに配慮して保育計画や指導計画を職員が参画し策定している。

・サービス実施計画の評価・見直しについては、保育計画は職員が参画し年度末に見直し次年度に反映させている。保育計画等については入園説明会や入園式で保護者に説明し、同意を得るようにしている。また、個別の指導計画については、保護者の意向や説明等に配慮して行っている。

・各指導計画においては、定期的又は毎月・週・日ごとに評価・見直しを行い、次回へ反映させている。また、実際の保育に際しては、子どもの状態や状況に応じて、柔軟的に指導計画の変更を行い見直しをするようにしている。

Ⅲ-5 保育所保育の基本

		第三者評価結果	
Ⅲ-5-(1) 養護と教育の一体的展開			
Ⅲ-5-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	保 55	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-②	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 56	非該当
Ⅲ-5-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 57	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 58	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	保 59	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2) 環境を通して行う保育			
Ⅲ-5-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	保 60	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	保 61	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	保 62	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	保 63	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	保 64	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3) 職員の資質向上			
Ⅲ-5-(3)-①	保育士が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	保 65	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

【保育所保育の基本】

(養護と教育の一体的展開)

・児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法に示されている趣旨を踏まえ、保育所保育指針に基づいた形原北保育園の保育課程が職員参画の下で編成されている。子どもの遊びや生活を通して、「子どもが笑顔、保護者が笑顔、保育士が笑顔で共に育ち合う保育園」を目指して、「子どもが笑顔で自発的な遊びを楽しむ中で、考える力、想像力、思いやりの心を養う」に心がけ、心と体のバランスのとれた保育内容を編成している。

・乳児保育については非該当

・0、1、2歳児保育は未実施であるが、2歳児からの一時保育を受け入れている。

子どもの発達や発育に応じた生活や遊びができるように、年齢別に保育室を確保し、安全で清潔な環境や遊具、用具などを設置している。また、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育に心がけている。

・2歳児の子どもの発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせ基本的な生活習慣が身につくように配慮し、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重して子どもに関わるようにしている。

・子どもの自己主張や自我の育ちを支え、子どもの気持ちを受け止めるように個別の関わりをしたり、人や物への探索行動が存分にできるように安全に配慮しながら環境を整え、自発的な遊びができるように子どもの状況を観ながら関わるようにしている。

・一人ひとりの育ちに応じて、無理なく在園児との交流を持ち、生活や遊びを楽しめるようにしている。

- ・3歳以上児の保育については、安全で清潔な環境を整え、それぞれ年齢に応じて自由に表現したり、友だちと協同的な活動ができるような遊具や用具を設置している。
- ・それぞれの年齢の発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図り、友だちや他の人々との関わりを深め、ものごとへの関心を高めていくように配慮しながら子どもと関わるようにしている。
- ・保育所保育指針に示されている5領域の内容を、遊びや生活を通して総合的に身につけられるように計画に位置付け、それに基づいて保育が展開されている。
- ・生活や遊びの中で、無理なく一時保育の子どもたちとの交流を図るようにしている。

- ・小・中学校の行事等の啓蒙活動や近隣の小学校での運動会参観や一年生との交流などの機会があり、小学校への期待が持てるような活動を取り入れている。また、入所している子どもの就学に際し、「保育所児童保育要録」に基づき個々の資料を作成して、小学校に持参し、必要に応じて子どもの生活や発達の連続性を踏まえた情報交換を行うように努力している。
- ・遊びや生活を通して、子どもの好奇心を助長し、友達と興味や関心に沿った協同的な活動を意図的に取り入れるようにしている。また、保護者には、保育参観で子どもの様子を観る機会があり、その中で施設長は小学校以降の生活を見通せるような話もしている。

#### 【環境を通して行う保育】

(子どもが心地よく過ごすことのできる生活にふさわしい場の確保)

- ・室内の採光、換気、温度、空気の清浄などに配慮し清潔で明るく過ごせるように心がけている。また、トイレや遊具、用具なども安心して使えるようにチェックリストを使用して点検をしている。砂場は掘り起こしなどをして砂の清潔を確保し、安全に遊べるようにしている。保育室から屋外を一望でき、園庭の活動状況も把握でき安全性も確保されている。

- ・保育室環境はコーナーが設定され、大型玩具や用具、絵本や教材が年齢や人数に応じて整い、遊びの広がりやくつろぎが確保され、家庭的な親しみが醸し出されている。広いテラスのコーナーには、職人ボランティアの手作り椅子やテーブル、大型玩具などが設置されごっこ遊びなど子どもならではの遊びが楽しめ、自由な雰囲気の中で異年齢が集い遊びを展開している。また、テラスに様々な昔ながらの伝統的なゲーム遊びが描かれ、グループでじゃんけんをしながら遊んでいる。

- ・保育室で生き物を飼育したり、園庭に草花や野菜を植えたり、季節感が漂う子どもの作品を展示し、保育環境の工夫がされている。食事時には整理整頓を適切に行い食事の空間を確保している。また、空き室を食事の部屋として活用し、保育内容や場面に応じて両方を使い分けしている。

- ・子どもの心情や状態に応じて、くつろいだり落ち着くことのできる場で、保育士が身近で穏やかに応じている。

(子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができる環境の整備)

- ・子ども一人ひとりの発達を把握し、基本的な生活習慣や生理現象など、子どもの状況を配慮し、強制や制限をせず、一人ひとりの子どものリズムや気持ちに沿った関わりをしている。戸外や室内で遊ぶ空間も十分に確保され、子ども自ら進んで身体を動かして遊んだり、様々な遊具や用具を使った遊びを楽しむ環境が整えられている。

(子どもが主体的に活動したり、友達との協同的な体験ができるような環境)

- ・子どもが主体的に活動できるように、子どもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、好きな遊びができるコーナーや自由に遊べる時間が確保され、子どもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、子ども同士で協同して遊びを造ったり進めて行く機会が提供されている。当番活動なども子どもが役割を果たせるような取り組みが行われている。

- ・遊びや生活を通して意図的に異年齢で遊ぶ機会や交流する機会を作り、人との関わりを大切にしている取り組みをしている。

(身近な自然や社会とかかわれるような環境の整備)

- ・園庭の周りにはみかんや緑葉樹、桜の大木、畑や花壇があり、四季の変化を感じ取りながら過ごせる環境にある。季節の野菜の収穫体験や木の葉、木の実などの自然物を取り入れた子どもの玩具や作品が飾られ、自然物や植物、生物に興味を持ち可愛がる心を育むようにしている。

- ・子どもたちと一緒に「保育園散歩マップ」を作り、季節に合わせて近隣の田や公園、神社へ散策に出かけ、木の葉や木の実、ザリガニや昆虫などの自然物や生き物に触れたり、採集して季節を感じ取れるようにしている。消防署の来訪や自動車学校や高齢福祉施設との交流、公民館や児童館との交流など公共の場での交流もあり、地域の人々と積極的に関わられるようにしている。電車を利用して水族館や近隣の保育園などに出かける機会もあり、社会体験が得られるようにしている。

(豊かな言語環境や様々な表現活動が自由に体験できる環境の整備)

- ・子どもの作品が保育に活かされ、工夫して作ったり飾ったりし、大切に扱われている。表現活動に必要な色紙、クレパス、粘土などの素材が自由に使えるように用意されている。また、ピアノ、カスタネットなどの楽器も子どもの興味に応じて使えるように用意されている。
- ・保育室には図書コーナーを設置し言語環境を整え、年齢に応じた絵本などが楽しめるようにしたり、貸し出しもしている。
- ・遊びの中で習字を楽しみ作品を展示したり、手作りすごろくやトランプ遊び、当番活動を通して文字や数字に興味や関心が向けられるようにしている。
- ・園庭の芝生で開放感を味わいながら走ったり飛んだりして身体表現を楽しんだり、テラスや保育室には自由に表現する楽しさを味わうためのコーナーや場が設けてある。

(主体的な自己評価の取組みと保育の改善)

- ・保育に関わる計画や記録と保育実践を、保育の資質向上や保育サービスについて定期的に自己評価を行い、改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図っている。また、自己評価の内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し課題を示し、改善計画や改善策を園の保育に反映していく努力をしている。

### Ⅲ-6 子どもの生活と発達

		第三者評価結果	
Ⅲ-6-(1) 特別なニーズに応ずる保育			
Ⅲ-6-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助がおこなわれている。	保 66	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(1)-②	障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる。	保 67	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 68	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2) 子どもの食と健康			
Ⅲ-6-(2)-①	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 69	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-②	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	保 70	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-③	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 71	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-④	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 72	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑤	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 73	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑥	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	保 74	① ・ b ・ c

#### 評価機関のコメント

##### 【特別なニーズに応ずる保育】

・子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、職員間で話し合い、理解を深めるようにしている。また、それぞれの子どもを受容するための援助活動を指導計画に位置付け、実際の保育場面の対応や言葉かけも子どもをよく受容するように努めている。

・気になる子や特別支援を要する子については個別指導計画を立て個別記録を取り、ケース検討会で共有を図り子どもの状況に応じた保育をしている。また、児童相談所、保健センター、ふれあいの場や医療機関などの連携や訪問療育指導、保健師や小学校教師の助言なども受けている。保護者とは、日常的に話し合う機会を設け、子どもの状況や発達課題等についての情報を共有し認識の相違がないように努めている。

・長時間にわたる保育については、畳敷コーナーが設置された落ち着いた延長保育専用の部屋で、延長保育計画に基づいてゆったりとした保育を行っている。子どもの状況について、職員間の引継ぎを文書で明確に行い、子ども一人ひとりの気持ちに沿うような保育に心がけている。子どもの思いに沿ってゆっくりくつろいだり、異年齢でも遊べるように配慮をしている。また、保護者への連絡は、口頭や文書、または、状況に応じて直接担任が伝えるようにしている。保護者以外の迎えや担任と直接話す機会の少ない保護者との連絡事項の伝達方法や連携方法に配慮をしている。

**【子どもの食と健康】**

・子どもが育てた野菜を収穫し、スイートポテトや鬼饅頭などのおやつに取り入れて、食育推進事業に積極的に取り組んでいる。給食のサンプル写真を展示したり、食事に関わる調理員と言葉を交わし、食べ物に関心を持つようになっている。また、空き室を食事の部屋として活用し、保育内容や場面に応じて両方を使い分けしている。食事環境を清潔に整え、会話を楽しく食事したり、年齢に応じて片付などに参加できるように配慮している。体調や個人差、食欲に応じて食事量も配慮している。

・食事についての見直しや改善については、職員も子どもと一緒に食事をしながら、好き嫌いや食事量を把握している。時には食事に関わる調理員も子どもと一緒に食事をし、食事の様子を見て献立に反映させている。献立は、旬の物や季節感のある食材を活かし、行事食も取り入れている。また、子どもの発育や体調を考慮した調理の工夫もしている。喫食状況や残食の調査記録をまとめ、献立や調理の工夫に反映させている。

・食事について家庭との連携については、発育期にある子どもの食事の重要性や食材の活かし方などを掲載した毎月の「献立表」を事前に配布したり、毎日の給食サンプル写真を展示し保護者に知らせている。また、給食参観を開催して子どもと一緒に給食を楽しむ中で、栄養、味付け、量、マナー等を知らせる機会も設けている。

・子どもの健康に関しては、健康管理に関するマニュアルがあり、これに基づいて子ども一人ひとりの健康状態に応じて、適切に対処している。また、子どもの健康管理は、入園時に健康記録や生活状況に基づいて個別的に把握している。既往症やアレルギー、予防接種の状況等については保護者からの情報を得て管理し、対応の配慮を行っている。怪我や体調不良、感染症、視診等の健康マニュアルを作成している。

・個々の健康状態や健康診断等の記録は適切に処理・管理している。保育時間内での体調の変化については施設長や副園長が把握し対応している。状態に応じて柔軟的な保育を実施し、保育園での健康状態を保護者に伝え、降園後の対応にも配慮している。また、職員にはマニュアルを配布し、必要な知識等を習得できるように会議で周知を図っている。

・健康診断、歯科検診を定期的に受診し、その結果を文書や口頭で保護者に伝え、保育に反映させている。受診の結果は個人情報であることに留意して、守秘義務が遵守されるようにしている。また、嘱託医とのカンファレンスをし、子どもの健康管理についての情報交換を行っている。

・アレルギー疾患を持つ子については、アレルギー調査をし、入園時の面接や健康記録、生活記録等を基に医師の診断書や指示書を得て、保護者、施設長、副園長、担当保育士を交え綿密な打ち合わせを行ない、献立表を基に保護者の意向を聞きながら除去食や代替え食の持参で対応するようにしている。また、日々の保育では、施設長や副園長、担当保育士、調理員が綿密な連携を図り対応をしている。

・会議等で全職員にアレルギー疾患についての必要な知識や情報を周知させ、実際の保育については徹底した対応がされるようにしている。

**Ⅲ-7 保護者に対する支援**

		第三者評価結果	
Ⅲ-7-(1) 家庭との密接な連携			
Ⅲ-7-(1)-①	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	保 75	① ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-②	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	保 76	① ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-③	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	保 77	① ・ b ・ c

## 評価機関のコメント

### 【家庭との密接な連携】

・個人懇談会や家庭訪問に加えて、登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションやお知らせボードなどを通して意向を把握し、共通理解を深めるようにしている。また、毎月の園だよりや個々のたより、子どもの作品展示等の機会に、保護者と共に子どもの成長の喜びを共有できるように支援をしている。家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。

・個人懇談会、保育参観、運動会や生活発表会等行事参加の機会を定期的に設け、保護者と話し合う機会を作り共通理解を深めるようにしている。また、子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じたり、必要に応じて保育カウンセラーと連携を取るようにしている。意見箱の常設や保育参観や行事の後に、保護者向けのアンケート調査を実施している。

・職員に対して、虐待に関する理解を促すための取り組みや対応等についてのマニュアルを整備し、日常の送迎や保護者とコミュニケーションを通して早期発見に努め、状況を詳細に記載している。また、マニュアルに基づく研修を行っている。虐待の疑いが生じた場合、直ちに副園長や施設長に伝え、情報や状態を確認した上で、直ちに、行政、児童相談センター、警察などの関係諸機関に照会、通告を行う体制が整っている。